福県医発第７８２号（保）
平成１５年　７月１８日

各　医　師　会　長　　殿

福　岡　県　医　師　会
会　長　関　原　敬次郎

福岡市老人、母子家庭等医療証及び国民健康保険高齢者受給者証
の更新について（お知らせ）

福岡市老人医療（通称：４１老人）及び母子家庭等医療の医療証が８月１日付で更新される旨、福岡市より別紙のとおり通知がありましたので、８月１日以降の診療に際しましては、新医療証にて受給資格の確認を行っていただきますよう会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、福岡市老人医療につきましては、７月下旬に本年度市民税非課税等更新できる対象者へ新医療証が郵送され、母子家庭等医療につきましては、対象者の申請に基づき認定者に新医療証が交付されます。

また、今回の更新の内容は下記のとおりです。

記

◎新医療証は次のように変わります。

医療証		医療証の色		更新日	備考
制度番号	名称	旧	新		
４１	老人医療証	みず色	ｸﾘｰﾑ色	H15. 8. 1	旧医療証の有効期限が７月３１日で満了します。 新しい医療証（医療証の番号が変わります。）は、資格審査後、再度対象者として認定した人に郵送交付します。
９０	母子家庭等医療証	黄　色	ｵﾚﾝｼﾞ色	H15. 8. 1	旧医療証の有効期限が７月３１日で満了します。 新しい医療証（医療証の番号が変わります。）は、対象者の申請に基づく資格審査後、再度対象者として認定した人に交付します。
国保	国民健康保険高齢受給者証	緑　色	桃　色	H15. 8. 1	旧医療証の有効期限が７月３１日で満了します。 新しい受給者証は、郵送交付します。

（付記）「乳幼児医療証」（桃色）・「障害者医療」（空色）・「老人保健法医療受給者証」（白色）・「障害者医療（老人保健法医療該当者用）（桃色）」は、変わりません。

※注意　母子家庭等医療証の更新申請について

母子家庭等医療証の更新につきましては、必ず申請が必要となっております。
医療証は、更新申請により資格審査等を行い、その後交付します。
（児童扶養手当に準じた所得制限があります。）

また、資格取得日（更新認定日）は、申請月の初日となっておりますので、８月１日以降も引き続き母子家庭等医療の適用を受けるためには、遅くとも８月中に更新の申請を行っていただく必要があります。
（８月中に更新申請が行われない場合、８月診療分は母子家庭等医療が適用されないこととなります。）

*有効期限が失効した医療証のままで受診されている方があれば、母子家庭等医療においては更新手続きが必要である旨をご指導いただければ幸いです。

○老人医療証、国民健康保険高齢受給者証の更新には、更新申請の必要はありません。

（公　印　省　略）
福保年　第　４０５　号
平成１５年　６　月２６日

福岡県医師会会長　様

福岡市長　山崎　広太郎
（保健福祉局保健医療部保険年金課）

老人、母子家庭等医療証及び国民健康保険高齢受給者証の更新について（お知らせ）

梅雨の候、貴会におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より本市における医療費助成制度の運営につきましては、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本市で実施しております医療費助成制度のうち、福岡市老人医療（通称：41老人）及び母子家庭等医療の医療証を、右記のとおり　８月１日　付にて更新を行います。

福岡市老人医療につきましては、７月下旬に本年度市民税非課税等更新できる対象者へ新医療証を郵送し、母子家庭等医療につきましては、対象者の申請に基づき認定者に新医療証を交付します。

８月１日以降の診療に際しましては、新医療証において受給資格の確認を行って頂きますようお願い申し上げます。

また、国民健康保険高齢受給者証も８月１日付で更新となるため、７月下旬に対象者に新受給者証を送付します。

なお、医療証更新の掲示用ポスターを作成いたしましたので、貴会での掲示方よろしくお願いいたします。

今後とも本制度の運営にご協力をお願いいたしますと共に、貴会各会員への周知につきまして、特段のご配慮を頂きますよう、重ねてお願いいたします。

福岡県医師会
受
15. 6. 30
付
1522

記

◎　新医療証は次のように変わります。

医療証		医療証の色		更新日	備考
制度番号	名称	旧	新		
４１	老人医療証	みず色	ｸﾘｰﾑ色	H15.８.１	旧医療証の有効期限が７月31日で満了します。 新しい医療証（医療証の番号が変わります。）は、資格審査後、再度対象者として認定した人に郵送交付します。
９０	母子家庭等医療証	黄色	ｵﾚﾝｼﾞ色	H15.８.１	旧医療証の有効期限が７月31日で満了します。 新しい医療証（医療証の番号が変わります。）は、対象者の申請に基づく資格審査後、再度対象者として認定した人に交付します。
国保	国民健康保険高齢受給者証	緑色	桃色	H15.８.１	旧医療証の有効期限が７月31日で満了します。 新しい受給者証は、郵送交付します。

（付記）「乳幼児医療証」－（桃色）．「障害者医療」－（空色）．「老人保健法医療受給者証」－（白色）．「障害者医療（老人保健法医療該当者用）」－（桃色）は、変わりません。

※注意※　　母子家庭等医療証の更新申請について

母子家庭等医療証の更新につきましては、必ず申請が必要となっております。
医療証は、更新申請により資格審査等を行い、その後交付します。
（児童扶養手当に準じた所得制限があります。）

また、資格取得日（更新認定日）は、申請月の初日となっておりますので、８月１日以降も引き続き母子家庭等医療の適用を受けるためには、遅くとも８月中に更新の申請を行っていただく必要があります。
（８月中に更新申請が行われない場合、８月診療分は母子家庭等医療が適用されないこととなります。）

＊有効期限が失効した医療証のままで受診されている方があれば、母子家庭等医療においては更新手続きが必要である旨をご指導いただければ幸いです。

○老人医療証、国民健康保険高齢受給者証の更新には、更新申請の必要はありません。